

八街市ソーシャルメディア活用ガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、八街市（以下「市」という。）が市政情報の発信などのためにソーシャルメディアを利用するにあたり、その運用を適切に行うための基本的な考え方などについて定めるものである。

2. 定義

ソーシャルメディアとは、インターネットを利用して利用者が情報の発信、または相互の情報のやりとりをすることができる情報の伝達手段のことをいう。

3. 適用範囲

このガイドラインは、市が運用するソーシャルメディアの公式アカウントに適用される。

4. 利用に関する基本原則

ソーシャルメディアの利用に関する基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任をもたなければならない。
- (2) 地方公務員法をはじめとする、職員のサービスや情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに関して十分留意しなければならない。
- (4) ソーシャルメディア公式アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
- (5) 一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを理解し、発信する情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないように十分に注意しなければならない。
- (6) 第三者の投稿等の引用や、第三者が管理または運用するページへのリンクの掲載は、当該投稿やページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため慎重に行わなければならない。
- (7) 発信した情報により意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければならない。

5. 禁止事項

次に掲げる情報は発信してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの、または違反するおそれがあるもの

- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 人種・思想・信条等の差別に該当するもの、または差別を助長させるもの
- (5) 著作権、商標権などの市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (6) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、プライバシーを侵害するもの
- (7) 虚偽や事実と異なるもの、または噂や風評などを助長するもの
- (8) わいせつな表現など不適切な内容を含むもの
- (9) 公序良俗に反するもの
- (10) 職務上知り得た秘密を含むもの